

うりずんのご利用について

当事業所は、障がい児者で医療的ケアを要する方の日中一時支援サービスを提供します。

この事業は、障害者自立支援法における日中一時支援事業（地域生活支援事業）の位置づけで運営しています。

現在、委託を受けている宇都宮市では「重症障がい児者医療的ケア支援事業」、日光市では「重症障がい児者等医療的ケア支援事業」と称しています。

ご利用対象児・者

重度心身障害児・者で人工呼吸器・たん等の吸引・経管栄養・導尿等の医療的ケアが必要な方で、かつ、当事業所が事業の契約を締結している市町に住まわれている方、および、市町より当事業所の利用決定を受けている方

運営日・時間

月・火・木・金曜日 10:00~16:00
土曜日 9:30~16:00

*水、日、祝祭日・クリニックの臨時休診日は休み

*医師・担当看護師の不在時は休み

利用契約の流れについて

当事業所は、医療的ケアを必要とされる方を安全・安心・安楽にお預かりするために事前に利用契約を結んでいただきます。

その際、主治医の情報提供書を用意していただいた上で、併設診療所「ひばりクリニック」院長の診察を受けていただきます。

また、必要な支援をスタッフで共有するために事前に詳細なお話を聞かせていただき、アセスメントを実施しています。

利用希望連絡

見学または訪問調査

アセスメント作成
サービス計画作成

院長診察

契約締結
初回利用日決定

市町による
利用決定
(審査と通知)

・身体障害者手帳
・療育手帳
・医療的ケアの有無等について確認します

・主治医の情報提供書
・関係機関からの情報
・保険証
・障害者手帳
・利用決定通知など確認します

契約までの期間は、最短でも、1週間かかります。

緊急時の受入れは、安全を考慮し、定期的にご利用いただいている方に限らせていただきます。